

福祉系高校修学資金の貸付を受けている方で
卒業後、障害福祉分野の業務に従事する方へ

福祉系高校修学資金 返還充当資金のご案内

「福祉系高校修学資金返還充当資金」とは

福祉系高校修学資金の貸付を受けている方が、福祉系高校を卒業したあと、長野県内で障害福祉分野の業務に従事する皆様をサポートするための制度です。

福祉系高校修学資金は、卒業後に介護職員の業務に従事することが貸付条件ですが、この制度を活用することで、障害福祉分野の業務に従事しても同条件で返還免除の対象となります。

▶ 介護福祉士の資格取得後、3年間障害福祉分野での業務に従事することで、貸付金の返還が全額免除されます。

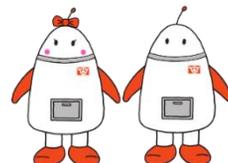
ご利用条件について

- 福祉系高校修学資金の貸付を受けている方で、卒業後、長野県内で障害福祉分野の仕事に就く予定の方が、「福祉系高校修学資金返還充当資金」の対象です。
- 卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行う必要があります。
- なお、大学や短大、専門学校等に進学した方は、大学等を卒業後に、介護福祉士の登録や障害福祉分野の仕事に就く必要があります。
- 福祉系高校修学資金貸付契約変更申請書（様式第2号）を提出してください。審査後、結果をお知らせします。

※介護福祉士の登録及び対象業務に従事されない場合は全額返還となります。

※申請方法等の詳細は裏面をご覧ください。
様式等は下記ホームページよりダウンロードできます。
(福祉系高校修学資金の詳細も掲載しています。)

事業団マスコット



ワトワくんとワトワちゃん

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 本部事務局
〒381-0034 長野市大字高田364番地1
(TEL)026-228-0337 (FAX)026-228-0310
(E-Mail)shikin@nagano-swc.com (HP) <https://nagano-swc.com/>

受付時間
8:30~12:00
13:00~17:00



卒業後の進路・就職先に迷っていませんか？

『福祉系高校修学資金と返還充当資金について』

「福祉系高校修学資金」の貸付を受けている方または入学予定している方で、福祉系高校卒業後の進路・就職先（介護分野・障害福祉分野）で迷っている方は参考にしてください。



『福祉系高校修学資金』申請

審査⇒決定（貸付）

必須

福祉系高校修学資金の貸付を受け、福祉系高校を卒業



必須



高校卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行う

大学等に進学

※大学等に進学の方は、大学等を卒業後に介護福祉士の登録を行ってください。

介護分野に就職

(就職先)

障害福祉分野に就職

返還？



『福祉系高校修学資金返還充当資金』制度

申請⇒審査⇒決定

長野県内で3年間従事



福祉系高校修学資金の制度上、障害福祉分野での就業は返還対象です。その返還金（額）を全額充当します。（実際に貸付金は振り込まれません。）

返還免除

※長野県内で3年間、介護分野・障害福祉分野の仕事に従事しない場合や介護福祉士を取得しない等の場合は、返還対象となります。